

# 福岡県公報

平成24年5月22日  
第3396号

## 目次

### 告示(第876号-第894号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 1

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2

○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 6

○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 6

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 6

○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 6

○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 7

### 公 告

○平成24年度毒物劇物取扱者試験の実施について (薬務課) …………… 7

## 告 示

### 福岡県告示第876号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 南風台ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県糸島市南風台三丁目169番1

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

### 福岡県告示第877号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字網取1056の6(国有林)

#### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

**福岡県告示第878号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	200号	筑紫野市大字山家770番1先から 筑紫野市大字山家940番51先まで

**福岡県告示第879号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成24年5月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
NPO法人NPO九州
  - 代表者の氏名  
宮原 ひとみ
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市西町1168番地
  - 定款に記載された目的

この法人は、自主・自発の精神で社会に貢献する民間非営利活動及びその支援活動に取り組むことにより、当法人と目的を同じく活動する人及び組織と共に、自律した市民社会の実現に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第880号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成24年4月23日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人夢ニティー・ハート
  - 代表者の氏名  
服部 美幸
  - 主たる事務所の所在地  
京都郡苅田町京町2丁目22番地11
  - 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々やその家族・その他の手助けを必要とする人々に対して、地域住民との交流促進や福祉に関する事業を行い、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第881号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成24年4月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人築上自立支援センター ファン

## (2) 代表者の氏名

野崎 裕司

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県築上郡築上町大字坂本511番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず、就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、就労の機会を確保することで、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第882号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字下ノ鶴1057の1、1058の1、1058の2、字迫尻2863の1、2863の2、2869から2871まで、2872の1、2872の3、2872の5から2872の7まで、2887の1、2887の2、2892、2893、2894の1から2894の4まで、2895の1から2895の3まで、2896

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字迫尻2869から2871まで、2872の1、2872の3、2872の5、2872の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第883号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字合馬字瀬戸1198（次の図に示す部分に限る。）、字立石横谷2223の29・2223の34（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字林ノ上2403の6・2403の8・2403の85（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第884号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区湯川三丁目130の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第885号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字大切1325（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第886号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字上畑字山神750、752

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神750・752（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第887号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市黒川字向5055、5056、5061の3、5190の1、5190の10、5218、5255の6
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第888号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字落合字森ノ本清水3069（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第889号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市大和町栄字北見の子360番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市上宮永町425-1  
柳川農業協同組合  
代表理事組合長 成清 法作

### 福岡県告示第890号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、黒崎駅西地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 就任した理事長

氏名	住所
鶴野 剛	福岡市中央区天神一丁目11番17号

#### 2 退任した理事長

氏名	住所
大関 達也	北九州市小倉北区内1番1号

### 福岡県告示第891号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年3月福岡県告示第545号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長糸	糸島市川付（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第892号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成21年3月福岡県546号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長糸	糸島市川付（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第893号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長糸	糸島市川付（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第894号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長糸	糸島市川付（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 公 告

### 公告

平成24年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成24年5月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 受験資格

特に制限はない。

ただし、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。

）第6条の2の規定により準用する第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

#### 2 試験

##### (1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

##### ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

##### イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

##### (2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成24年8月7日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市南区玉川町22番1号 第一薬科大学

#### 3 受験手続及び受付期間

##### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部、受験票1部及び写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）1枚並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

#### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成24年6月20日（水曜日）から同年6月29日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前9時から午後5時まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成24年6月29日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成24年9月7日（金曜日）午前9時に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

#### 5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。